H

南

II

CETASOUJUSTIAN CETASIAN

分为一种历

令和5年4月より適用

第4水

第1水

第2水

第3水

第4火

第4水

宮地地区全域·養基地区全域 萩原·本郷北·本郷町·本郷南

> 本郷皆米·草深·小寺·山洞 杉野·砂畑·上田·白鳥·泉町

青柳(下之町除く)・三和町(東部のみ) 北池野·緑町·東町·新生町

以 集 品 目	収集日 🗎
可燃物	月木
金属類	第1水
※ペットボトル	第2火
製品プラ・小型家電	第2水
ガラスびん	第3水

プラマーク・その他不燃物

プラマーク・その他不燃物

藤代·藤代台·上田畑·下田畑 青柳(下之町のみ)・三和町(西部のみ)

上町·天神町·栄町·本町·大池町

下東野·六之井 八幡地区全域

ごみ収集日の変更等については、

1 ごみ・リサイクル資源収集計画日

2 毎月の広報「町民カレンダー」

次によりご確認ください。

変更予定一覧

ださい。



池田

※ペットボトル 製品プラ・小型家電 小型家電(高品位)

ガラスびん

可燃物

金属類

搬入先 リサイクルセンター

■ビデオカメラ

●電子辞書

●家庭用ゲーム機

●ウォークマン など

小型家電リサイクル対象品目

- ●携帯電話
- ●タブレット端末
- ノートパソコン
- ■DVDレコーダー
- ■USBメモリ・カード
- ●ETC車載ユニット
- ●ドライブレコーダー
- ●カーナビ●デスクトップ型パソコン
- (本体一体型のみ、モニターは不可) ●デジカメ
- 1. 個人情報及びその他のデータは必ず消去してからお持ち ください 2. 電池(充電池・乾電池)はあらかじめ取り外してください

収集所で回収

搬出先 地区回収

町指定のごみ袋(大・中・小3種類)を使用してください (町指定のごみ袋は、黒い袋などで包まないで、中が見えるようにしてください)

燃えるごみ (長さ50cm・厚さ7cm以下)

- ●生ごみ←生ごみ処理機の補助金制度あります!
- ●紙おむつ
 ●たばこの吸い殻 ●乾燥剤 ●ぬいぐるみ ●ランドセル
- 靴、かばん(ビニール製、革製、布製)

製品プラで出せないごみ(長さ30cm・厚さ7cm以下)

- ●ビニールシート ●雨合羽]50cm以下に
- 切断してください ビニールホース
- ●ゴム製品(ゴム手袋、ゴム長靴、輪ゴム) ●保冷剤●汚れているプラスチック
- ●ライター(使い切って割り、プラスチック部分以外は 「金属類」または、「その他不燃物」へ)

木くず・草等 (50cm以下・直径7cm以下に切断)

- ■刈草・剪定枝・根株 (各50cm以下に切断してください)

切断しなくても「揖斐郡森林組合」へ出せます(有料)

- 布団・じゅうたん類 (50cm以下に切断)
- ●カーペット・じゅうたん・布団・カーテン (各50cm以下に切断してください)
- 切断しなくても「南部リサイクルセンター」へ出せます(有料)

製品プラスチック 搬入先 リサイクルセンター

プラスチック素材のみでできている製品

- ●CD、DVD本体とケース ●ボウル、ザル
- プラスチック製ハンガー●タッパー
- ●洗面器 ●弁当箱
- プラスチック製おもちゃ (レゴブロックなどネジ、ゴムがついていないもの)
- ●プラスチック製の食器(熱硬化樹脂でないもの)
- 汚れが付着していないもの
- 一辺が30cmを超えていないもの
- 金属、ゴム、ひもなどを全て取り外すこと 透明なビニール袋に入れて出してください
- ※リサイクルセンターへも出せます。

小型家電(低品位)(50cm以下)

- ドライヤー カメラ ●電話機 ●ビデオデッキ
- ●DVDプレーヤー
- ●体重計●延長コード など
- コードは切らずに束ねてください。 製品プラと区分して出してください

搬出先 地区回収

- ●アイロン ●炊飯ジャー
- プリンター



その他不燃物

その他のガラスや陶磁器など(ビニール袋等は持ち帰り「可燃物」へ)

- ■茶碗、陶磁器 使い捨てカイロ
- ●植木鉢 ●薬品のびん (中身を使い切ってください) ●鏡
- ●板ガラス 耐熱ガラス

部分は「可燃物」へ)

- ●アルミはく ●ライター(使い切って割り、プラスチック
 - +可燃物

搬出先 地区回収

蛍光灯・電球など

- ●蛍光灯(LED可)
- ●電球(LED可) ●水銀体温計
- 「リサイクルセンター」へ も出せます。
- 1.「その他不燃物」とは別のカゴに入れてください
- 2. 蛍光灯・電球から、ガラス・水銀など貴重な資源を 回収しますので、割らないでそのまま出してください
- ※乾電池類は、「リサイクルセンター」「各地区公民館等」の回収ボックスへ

金属

搬出先 地区回収

金属製の小型ごみ

- 傘の骨(ビニール部分は「可燃物」へ)
- ●カッターの刃 ●包丁
- 箱に入れるか、 新聞紙などに包んで
- 「危険」と書いてください
- ●ミシンの針 ●カセットコンロ(小型)ボンベは別にする
- ■ステンレスポット
- 金属製トタン
- 50cm以下に ●金属製物干し竿 |折り曲げてください
- 鍋、やかん、フライパン (取っ手など密着して取れないものは そのまま出してください)



缶(魚)

- ●スチール缶 (飲料缶・缶詰・菓子缶)
- ●アルミ缶
- ●スプレー缶 (爆発する恐れがあります。 必ず屋外で使い切った後、

●ポリタンク

●プランター

●衣装ケース

- 缶切り等で穴をあけてください) ●金属製キャップ
- 缶の種類ごとに分別してください 飲料缶は必ず水洗いして出してください

※リサイクルセンターへも出せます。



リサイクル資源

●ごみは、**当日午前7:00までに出し**てください。

●詳細区分等についてはホームページをご覧く

●金属類・ガラスびん・その他不燃物を出す場合は、

ビニール袋等に入れたまま出さないでください。

※ペットボトルの収集は指定収集所のみと

なりますのでご注意ください。

それ以降に出されたごみは収集しません。

ブラマーク

- プラスチック製容器包装(置) ●白色発泡スチロール
- ●ペットボトルのラベル ●プラスチック製の容器

(カップ麺、シャンプー、洗剤、ソース、

玉子パック、プリン、弁当などの容器)

- トレイ(白色、柄付き)

(菓子、パン、冷凍食品などの包装)

搬出先 地区回収・搬入先 リサイクルセンター

- ●ネット類(果物や野菜などのネット) ■プラスチック製の包装
- ●レジ袋 ●気泡緩衝材

ペットボトル

ペットボトル(企)

出してください

【スーパー店頭へも出せます】

●トミダヤ池田店 ●バロー池田店

1. 必ず水洗いをして、切ったりつぶしたりせず、原型のまま

2. ラベルは必ず取ってプラマークの日に出してください

3. 分離の難しい中栓、しょうゆボトルの取っ手などは無理

●ビッグEX岐阜池田店

に取る必要はありません

●台紙類(3個組プリン、ヨーグルト、ワイシャツ、洋服などの台紙類)

●牛乳、コーヒー、

3.500ml以上のもの

紙パック

ジュースなどの

飲料用紙パック(🍪)

4. キャップはキャップ回収専用ボックスへ

■プラスチック製のキャップ (ペットボトル、びんなどのキャップ)



プラマークが 付いていて きれいなものだけ

搬出先 地区回収(指定収集所)

搬入先 リサイクルセンター

ガラスびん

搬入先 リサイクルセンター

1.液体の容器は中身を水ですすぎ、キャップをはずして出してください

3.「プラ」と「トレイ」と「発泡スチロール」は分けて出してください

飲食用のびん

2.汚れがおちないものは「可燃物」へ出してください

- ●栄養ドリンクびん ●化粧品のびん など
- ●コーヒーびん
- ●ジャムびん ●ジュースびん

古紙類·繊維類

新聞広告チラシ

新聞、広告チラシ

●海苔びん



- 1. 無色透明・茶色・その他の三色に分別してください
- 2. 必ず水洗いをして、キャップを取って出してください 3. 割れたびん・薬品のびんは「その他不燃物」へ

搬出先 集団回収・搬入先 リサイクルセンター



段ボール類(😵)

段ボールリサイクルマークのついたボール紙

●ダイレクトメール ●教科書、辞書

1. 洗って底と横を切り開き、乾燥してから出して

2. アルミ付紙パックは「可燃物」に出してください

4.注ぎ口がついているものは「可燃物」へ

雑がみ類(新聞以外の紙類はほとんどOK)

●紙袋

繊維類(綿の入っていないもののみ)

- ●包装紙 ●雑誌類、単行本、漫画本 ●ハガキ、便せん ●紙箱(お菓子、おもちゃ、ティッシュ など)
- ●カレンダー ●カタログ、パンフレット
- ■古封筒割り箸の紙袋
- 衣類等(靴下、コーデュロイ地衣料、ジーンズ、ジャージ、 下着類、ズボン、ネクタイ、パジャマ、浴衣 など)
- ●古布等(タオル、ハンカチ、バスタオル、ふきん など) 毛布布団カバー(布団の中綿→「可燃物」へ)
- 1. ボタンやチャックは付いたままで結構です 2. 汚れているものは「可燃物」に出してください
- 3. すり切れ、穴の空いたものは「可燃物」に出してください 4. 透明袋に入れて出してください

その他

搬入先 リサイクルセンター

- ●廃食用油 ●乾電池 ●小型充電式電池(ニッケルカドミウム・ニッケル水素・リチウムイオン)
- ■インクジェットカートリッジ(エプソン・キャノン・ブラザー・hp)

専用ボックスがあります

有料で処分するごみ

粗大ごみ等

●オーブン・電子レンジ

●家具類

●ガステーブル、ガスコンロ

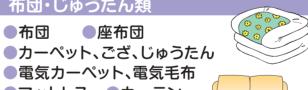
- 小型家電として出せない大きな家電や家具類など、長さ50cm・厚さ7cm以上の可燃物
 - ●暖房器具(ストーブ、ファンヒーター など)
 - ●ラジカセ、コンポ

搬入先南部リサイクルセンター

- ●加湿器
 - ●扇風機
- (いす、机、テーブル、戸棚、タンス など) ●除湿器 ●掃除機
- 1. 利用者カードを持参してください(無い場合は、環境課で交付します)
- 2. 事業系の粗大ごみは町許可業者へ直接依頼してください 3. リサイクル法により、家電を分解することは禁止されています
- 布団・じゅうたん類 ●布団 ●座布団
- ●電気カーペット、電気毛布
- ●マットレス ●カーテン ■ソファー・ベッド

「可燃物」へも出せます

長さ50cm・厚さ7cm以下に切断すれば



瓦礫(ガレキ)類

- インターロッキング
- ●コンクリート
- ●セメント瓦 ●ブロック●色瓦(陶器瓦)

●自転車

- ●和瓦 ●レンガ など
- 1. 業者が解体した瓦礫類は搬入できません

2. 種類ごとに分けて搬入してください

デスクトップ型パソコン

(モニターとハードディスクが揃っていないもの)

町で処分できないもの

⑧サーフボード

⑩事業活動に伴い発生するごみ

(柱、板材、ボード類、畳、建具、サッシ など)

(トラクター、草刈機、マルチシート など)

⑨パソコン用モニター

⑪建築廃材

13農機具

※①~⑧は専門店・販売店へ⑨はパソコン3R推進協会へお問い合わせください。 ※⑪⑪は町の一般廃棄物収集許可業者や専門店、販売店へ⑫⑬は農協等販売店へお尋ねください。

(事務所ごみ、断裁屑 など)

⑫農薬、薬品、シンナー など

- ②原付自転車 ③車用品 (タイヤ、ホイール、バッテリー など)
- ④ガスボンベ ⑤消火器

①オートバイ

- ⑥ドラム缶 ⑦ボーリング球
- 家電4品目(家電リサイクル法対象品)
- ●洗濯機(衣類乾燥機も含む)

※家電小売店又は役場(環境課 環境政策係)へ







●テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式) ●冷蔵庫(冷凍庫)

●エアコン(室外機も含む)

- お問い合わせくだざい。
- 問い合わせ先 TEL: 45-3111 ホームページ http://www.town.ikeda.gifu.jp メール: kankyo@town.gifu-ikeda.lg.jp
 - 北部リサイクルセンター TEL:45-0325 南部リサイクルセンター TEL:45-9440

池田町役場 環境課 環境政策係